

年 月 日

墨田区長 あて

管理者 住所
氏名

診療用エックス線装置に関する変更届

診療用エックス線装置診療室(従事職員)を変更したので、医療法第15条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

診 療 所	名 称	
	所 在 地	
	電話番号 ()	ファクシミリ番号 ()
変 更 の 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変更事項	変 更 前	
	変 更 後	